

第三国定住による難民の受入れ事業の対象の拡大等に係る検討会（第3回）

議事概要

日時：平成30年12月18日（火）9:30～11:30

場所：中央合同庁舎第8号館416会議室

出席者：別紙のとおり

1. 議事

(1) 関係省庁からの説明（内閣官房、法務省、外務省）

(2) ヒアリング

現状における受入れ対象及び受入れ対象拡大に伴い受入れが想定される難民など
（アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR））

(3) 議論

2. 配布資料

資料1 第三国定住における受入れの現状に関する資料（抜粋）追記版

3. 議事内容

○内閣官房から、地方との情報連携に関する取組状況について説明

○法務省から、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（案）について説明

○外務省から、諸外国における第三国定住の状況について説明

○RHQから、現状における受入れ対象及び受入れ対象拡大に伴い受入れが想定される難民について、概要次のとおりヒアリング

・定住支援において、難民の出身国や宗教等の属性によって困難度が左右されることはなく、個々人の自立可能性をしっかりと判断することが重要。通訳の確保、宗教的配慮の観点から受入れが現実的か検討する必要がある。複数の出身国の難民を受け入れる場合、出身国ごとに定住先地域を分けるか、多様な出身国の方を一つの定住先地域にするか等の検討が必要

・単身の場合には、病気の際の家族のサポートがないことや、精神面でも困難を乗り越える際のサポートがないと困難であるという問題が生じうる

・第三国定住難民には、自立可能性を前提に受入れを認めているが、家族呼び寄せによって入国する方について、円滑な定住を進めること、地方自治体への負担に鑑みると自立可能性を求めることが適当

○UNHCRから、現状における受入れ対象及び受入れ対象拡大に伴い受入れが想定される難民について、概要次のとおりヒアリング

・アジア地域における難民、そのうち第三国定住を必要としているとみなされる難民は未だ多い。マレーシアでは、ミャンマー出身者が一番多く、圧倒的にロヒンギャが多い。次にパキスタン、ソマリア、少数ではあるがスリランカ、イラク、イラン、シリア

からやってきた人たちが、第三国定住を必要としている

- ・ 第三国定住は難民保護の1つのツールであり、定住していく上での容易さだけではなく、保護の観点から推薦している。例えば、女性や少女、子供、医療を必要とする難民は脆弱性が高いグループに属し、推薦への優先度が高い

- ・ 日本と同規模で第三国定住事業を行っている国として、ヨーロッパではスロバキア、エストニア、アジアでは韓国などが挙げられる

○本検討会構成員・オブザーバーから、概要次のとおり発言があった

- ・ 日本はアジアで初めて第三国定住事業を開始した国であることについて、企業や自治体の受け止めは好意的。その上で、アジアから難民が来る、ということは、非常にわかりやすく、受け止めてもらいやすいと思われる

- ・ 受入れ対象国について、マレーシアに限定せずアジア地域まで範囲を広げた上で、実務的に可能な範囲で当該年度の対象国を決定すべき。タイ、インドネシアなどはマレーシアと比較的状況が類似しており、マレーシアに限定する必要はない

- ・ 受入れ対象について、アジア地域から受け入れる難民の出身国は限定せず、個人的な資質、柔軟性、教育のバックグラウンドを勘案すべき。通訳手配や学校教育など幅広い場面での事情に配慮しつつ、その年その年のニーズに応じて、受入れ対象を決定していく必要がある

- ・ 単身者の受入れについて、精神的サポート面も含め、ある程度のグループとして受け入れることが必要と思われる。単身者の受入れは、家族呼び寄せともセットで考える必要があるのではないか

- ・ 家族呼び寄せについて、保護ニーズ、人道的観点から実現しなければならないというのが基本的な出発点。条約難民の家族呼び寄せの範囲にも鑑みて検討すべき

以上

第3回検討会（2018・12・18）出席者

座長 杉山内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

副座長 杉浦外務省総合外交政策局人権人道課長

構成員 和田内閣官房内閣参事官補佐（内閣官房副長官補付）（※代理）
（関係省庁） 藤原警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長補佐（※代理）
清原警察庁警備局外事情報部外事課長補佐（※代理）
風早総務省自治行政局地域政策課国際室長
磯部法務省入国管理局総務課難民認定室長
古谷財務省大臣官房総合政策課政策推進室課専門官（※代理）
寺島文部科学省大臣官房国際課国際戦略企画室長（※代理）
田中文化庁国語課専門官（※代理）
齋藤厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課専門員（※代理）
井上農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ長
船橋経済産業省通商政策局国際経済課長補佐（※代理）
鈴木国土交通省総合政策局政策課企画官（※代理）
安齋海上保安庁警備救難部国際刑事課第二係長（※代理）

（有識者） 明石 純一 筑波大学大学院人文社会科学部准教授
石川 美絵子 社会福祉法人日本国際社会事業団常務理事
可部 州彦 特定非営利活動法人難民支援協会定住支援部
就労コーディネーター（明治学院大学教養教育センター
一附属研究所研究員）

オブザーバー

UNHCR国連難民高等弁務官事務所

副代表（法務担当） 川内敏月

法務部法務アソシエイト 宮澤哲

IOM国際移住機関駐日事務所 代表 佐藤美央

RHQアジア福祉教育財団難民事業本部 難民事業本部長 杵渕正巳